

第1編 海部灘沿岸海岸保全基本計画

(徳島県域)

目次

第1編 海部灘沿岸海岸保全基本計画 (徳島県域)

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1-1
1-1. 海岸の現況	1-1
1-2. 海岸事業の経緯	1-12
1-3. 現況課題	1-13
2. 海岸の防護に関する事項	1-14
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	1-18
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	1-18
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	1-19

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 (整備対象海岸)	1-20
1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方	1-20
1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価	1-28
2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要	1-31

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然環境特性の概要

- 気象・海象：
 - 年平均気温は約16℃と比較的温暖で、黒潮の影響により冬期の平均気温も高い。また、年間降水量は2,000～3,000mm、梅雨時期の月間降水量は400mmと多く、多雨地域である。
 - 沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約11℃と小さく、黒潮の影響を受け冬期でも瀬戸内沿岸に比べて5℃程度高くなっている。
 - 海象は太平洋に直接面しているため外洋性であり、夏期に季節風の影響を受けるとともに、黒潮の影響を大きく受ける。また太平洋からのうねりが襲来するため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。

- 地形・地質：
 - 海部山地が海に迫っているため平地が少なく、河口付近に平地を擁するのみである。わずかであるが沖積低地が点在する。
 - 海岸地形は隆起型の岩石海岸が続き、断層地形が変化して海食作用を受けた海食崖が分布している。県下3沿岸の中では自然海岸が最も多く残っている。
 - 海底地形は、海岸から急に深くなり、水深50m以浅は岩礁、砂礫、転石が多く、特に岩礁部は起伏が激しく、全体が陸棚状になっている。

- 生物相・水質：
 - 沿岸部の植生は、トベラ・ウバメガシ群集やウバメガシ二次林が分布している。ただし、海陽町沿岸部の一部にクロマツ植林が分布している。
 - 沿岸部における特定植物群落では、沿岸南部で大島のタチバナ自生地、津島の暖地性植物群落及び那佐半島のアオギリ林などがある。
 - 沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、美波町周辺のアカウミガメをはじめ多種多様な種が確認されている。
 - ガラモ場、テングサ場、ワカメ場は海部灘沿岸全ての海域で見られたが、アラム・カジメ場は、宍喰海域では全く見られなかった。アマモ場は、日和佐海域及び牟岐海域では見られなかった。平成19年の調査では全海域のうち、4海域で減少し、逆に牟岐で大きく増加していた。
 - 牟岐町大島と海陽町竹ヶ島にはサンゴの群集がある。特に大島は、サンゴのみならず様々な海洋生物の生息地であり、貴重な生物が生息している。
 - 沿岸域には、汚濁源も少なく、流入する河川の水質も良好で、天然の好漁場を有している。CODに係わる環境基準は達成されており、水質は良好である。また、海水浴場としての透明度も良好である。

- **自然公園・保護区**：
 - 室戸阿南海岸国定公園が2地区に分かれて指定されている。千羽海崖が特別保護地域に指定され、その他の沿岸は主に第2種特別地域に指定されている。竹ヶ島西部や大島周辺の海域は海域公園区域に指定されている。
 - 美波町の南部でまとまって鳥獣保護区が指定されている。鳥獣保護区特別保護地区はない。
 - 沿岸域は断続的に保安林指定がなされている。中でも美波町は特にまとまって指定されている。

- **海岸景観・文化財**：
 - 岩石海岸の占める割合が高く、千羽海崖や蒲生田岬から美波町東部にかけて海食崖が形成されている。また、南部の沿岸では多島海、岩門、潮吹岩及び砂浜海岸などの美しい自然景観資源が広く分布している。
 - 大浜海岸のウミガメおよびその産卵地をはじめ、出羽島大池のシラタマモ自生地及び穴喰浦の化石蓮痕などが天然記念物に指定されるなど文化財が多く分布している。

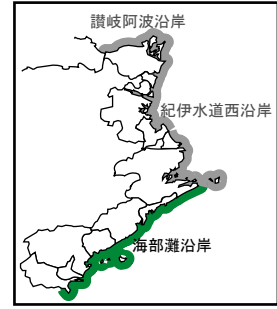


断崖絶壁の千羽海崖



穴喰浦の化石蓮痕

自然環境特性の整理



山が海まで迫る海岸地形で、沿岸部の植生はウバメガシ・アカマツ群落为主体である。
 全域が瀬戸内海国立公園（普通地域）に指定されている。

瀬戸内海国立公園

ウチノ海を取り囲む一帯は瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）に指定され、海峡独特の景観を形成している。
 小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所もみられる。

吉野川から那賀川にかけて平野が広がっているため、森林植生はあまり見られない。海岸は砂浜海岸で、河口付近には干潟が残り、干潟を中心に多くの甲殻類や昆虫類が確認されている。
 徳島市や阿南市周辺で多くの藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により、部分的に減少・消滅している。

橋湾、椿泊湾の一帯で、多島海特有の地形を形成している。沿岸部の植生はタブノキ・ヤブニッケイ二次林やウバメガシ二次林が主体で、海域には藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により部分的に減少・消滅している。また、椿泊の干潟では多くの甲殻類が確認されている。
 室戸阿南海岸国立公園に指定され、多島海特有の景観を形成している。また、蒲生田岬のアカウミガメの産卵地や伊島の暖地性植物群落など貴重な自然環境が見られる。

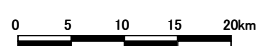
室戸阿南海岸国立公園

太平洋に面して黒潮の影響を大きく受ける地域で、隆起型の岩石海岸が続く。沿岸部の植生は、トベラ・ウバメガシ群落やウバメガシ二次林などが主体である。沿岸のほぼ全域で藻場が広がるとともに、南部の島部でサンゴが確認されている。
 ほとんどの地域が室戸阿南海岸国立公園に指定され、岩石海岸や多島海特有の景観を形成している。また、アカウミガメの産卵地やシラタマモの自生地など貴重な動植物が多くみられる。



凡 例

- 主な天然記念物等
- 干潟
- サンゴ
- 藻場
- 自然公園
- 生物の群集地(魚類、甲殻類、昆虫類等)



(2) 社会環境特性の概要

- 土地利用及び人口分布 : ○沿岸には集落が点在しており、人口 5 千人から 1 万人程の規模の小さい町が並んでいる。山地が海に迫っているため、農地や宅地としての土地利用は少ない状況で人口は減少傾向にあります。
- 交通 : ○当該地域の主要道路網は、高知県室戸市と県都徳島市を結ぶ国道 55 号と沿岸部を通る県道により形成されているが、山地が海岸まで迫っているなどの地形的条件から走行性が悪い。また、高速道路もないため、県都徳島市を始めとした他都市へのアクセス性が低い状況である。
○鉄道網は、徳島-海部間の沿岸部を JR 牟岐線が、海部-甲浦（高知県）の沿岸部を阿佐海岸鉄道が通っている。
- 産業 : ○沿岸域の 3 町では第 1 次産業の比率が 16%を超えており、県平均の 2 倍となっている。



主要道路網である国道 55 号



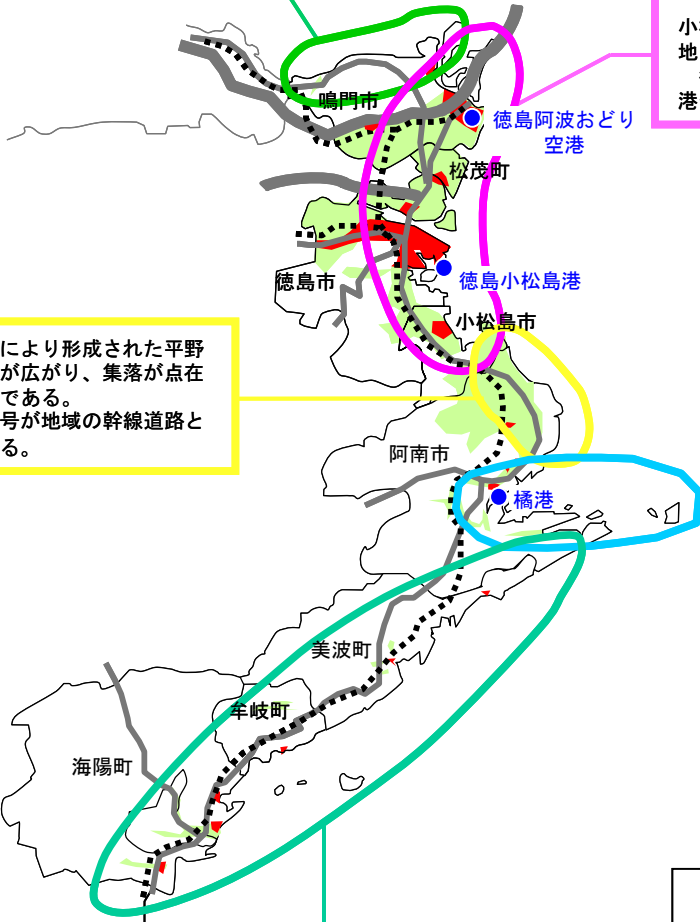
牟岐漁港背後の漁村集落

社会環境特性の整理



山地が海岸まで迫り、谷あい部に漁村集落が点在している地域である。沿岸部には、香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号が走っている。

吉野川により形成された平野部に市街化が進み、県下で最も人口が集中する地域である。市街地の周辺部では農地が広がり、小松島市の沿岸沿いには工場などが立地している。徳島市を中心に交通網が充実し、空港や港湾などの拠点位置する。



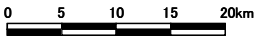
那賀川により形成された平野部に農地が広がり、集落が点在する地域である。国道55号が地域の幹線道路となっている。

沿岸沿いに漁村集落や工業地帯が形成されている地域である。国道55号が地域の幹線道路となっているが、橋港より南の半島地域では、山地が海に迫り国道からのアクセスも悪く、漁村が点在している状況である。

沿岸沿いの谷部に集落が点在する地域で、人口減少と高齢化が著しく進行している。漁業や農業を中心とした第1次産業の割合が高い山間農業地域である。国道55号が、地域の幹線道路となっているが、美波町の沿岸部は、アクセス道となる主要地方道が非常に狭隘である。

凡 例

- 主な市街地、住宅地利用
- 主な農地利用
- 高速道路
及び本四連絡道路
- 一般国道
- 鉄道



(3) 海岸特性の概要

- **海岸災害：**
 - 主な海岸災害としては、第二室戸台風（昭和 36 年）による高潮被害と南海地震（安政元年、昭和 21 年）による津波被害である。特に、浅川港や牟岐港などでは昭和南海地震津波により、県内でも特に大きな被害を受けている。
 - 風水害被害はあるものの、浸水などの被害は少ない。近年まで災害による復旧事業は無かったが、平成 10 年に豪雨・台風による護岸や防波堤などの復旧事業を行っている。
 - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900 人に及ぶことが想定されている。
 - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 cm）は、最も短い箇所では陽町鞆浦漁港口の 4 分である。最大波の津波水位（T.P.）は最も高い箇所では陽町穴喰漁港中央部の 15.8m となっている。
 - 当沿岸では、南海トラフの巨大地震等により、沿岸部の一部で液状化による被害が発生することが想定される。

- **海岸侵食：**
 - ほとんどが岩礁地域であり、侵食地域は少ない。
 - 日和佐川、海部川及び穴喰川が、主な土砂の供給源となっている。

- **対象外力：**
 - 太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。
 - さらに、南海トラフ巨大地震等の津波に対する危険度が非常に高い。
 - 概ね浅川以南では津波が対象外力となっており、牟岐以北では高潮や波浪が対象外力となる。



浅川港海岸での津波・高潮対策堤防



由岐漁港での
津波・高潮対策のための陸閘

海岸特性の整理



瀬戸内海の風波が対象外力となる地域で、風水害の危険性は低いと想定される。
西部の海岸で海岸侵食の被害を受けており、侵食対策を進めてきた。

台風に伴う高潮や波浪が対象外力となる地域である。
吉野川及び那賀川の河口に広がる平野部は地震による液状化の危険が特に高いと想定される地域である。





風波が対象外力となる地域
(小松島港周辺)

大規模な侵食を受けており、侵食対策を実施している。
(吉野川・那賀川河口)

橘湾や椿泊湾は津波の危険度が高く、津波や高潮対策を進めている。

太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。
津波の危険度が高く、津波や高潮対策が進められている。

凡例

-  第2室戸台風における浸水被害地域
-  主な海岸侵食地域
-  津波による危険性が高いと想定される地域
-  液状化による危険性想定

0 5 10 15 20km

(4) 利用特性の概要

- 漁業利用の状況** : ○代表的な漁業は、延縄、一本釣、採貝藻、磯建網、定置網等であり、県がブランド品目として育成しているアワビ類やアオリイカをはじめ、アジ、サバ、カツオ、マグロ、ブリ、タイ、タチウオ、イワシ、イセエビ、ヒジキ及びテングサ等を漁獲している。また、一部の湾入部では、ブリ類養殖なども行われている。
- 観光レクリエーション利用** : ○海水浴場は沿岸南部に集中している。また、ほぼ沿岸全域にわたって磯釣り場が多く分布している。
 - 沿岸南部には、サーフポイントとして西日本を代表する生見海岸（高知県）がある他、数多くのサーフポイントが分布している。また、牟岐町の大島周辺や海陽町の竹ヶ島周辺にダイビングスポットがある。
 - 千羽海崖や潮吹岩などの自然景観資源とマリンスポーツに関する観光地が広く分布し、各町で港祭りなど海に関するイベントが行われ、美波町では海での体験学習も行われている。
- 港湾施設の利用** : ○日和佐港、浅川港及び那佐港の3つの地方港湾を有している。浅川港の貨物取扱量が最も多く約98千t程度である。
- 主要地域計画及び土地利用希望** : ○主要地域計画としては南部の沿岸に集落排水や公共下水といった生活環境整備が図られている。
 - 土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備のほか、漁港・港湾としての整備が挙げられる。



海部川河口のサーフポイント



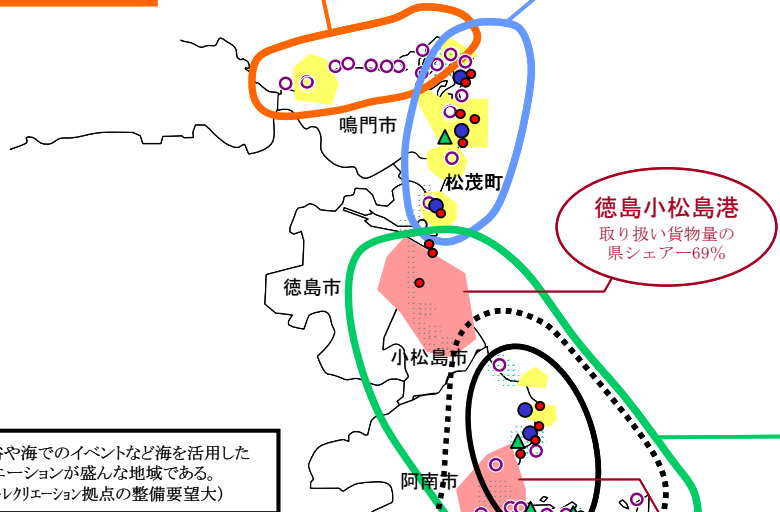
沿岸を代表する
自然景観資源であるの潮吹岩

利用特性の整理



漁港が連なる地域である。ウチノ海を中心に浅海養殖漁場としての開発が進んでいる。
海を活用したレクリエーションは、地理条件などから不利な地域である。

海水浴など海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
県下を代表する観光資源である鳴門海峡が位置する。



徳島小松島港
取り扱い貨物量の県シェア69%

漁業は沿岸漁業が中心で、河口付近ではノリ養殖が盛んに行われている。
港湾機能が充実しており、県シェアの8割以上を占める。

海水浴や海でのイベントなど海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

橋港
取り扱い貨物量の県シェア13%

凡例

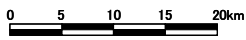
- 海水浴場
- ▲ キャンプ場
- サーフポイント
- ダイビングスポット
- 重要港湾
- 地方港湾
- 漁港

主要地域計画及び土地利用希望

- (観光・レクリエーション)
- (その他)

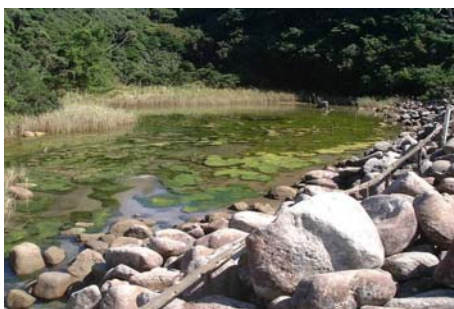
漁業は沿岸から沖合まで幅広い漁業を行っているが、漁港の数は少ない。
レクリエーションとしては、サーフポイントやダイビングスポットが集中しており、海水浴場や釣り場も多い。

海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)



(5) 住民意識の概要

- 全 般：
 - 「アカウミガメ」や「サンゴ」で代表されるように自然の豊かさを最も実感している海岸域である。
 - 海辺の将来については、防災面の充実への要望が高く、環境面に関しても、ソフトとハードの両面からの充実が求められている。
 - 海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。
- 防 護：
 - 整備の方向性としては、積極的な整備を望んでおり、避難体制を整える意見も多い。
 - 津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。対策の方向性としては、東日本大震災の教訓から逃げる対策と液状化対策の重要性が挙げられている。
 - 整備の手段としては、このままでよいという意見が多いが、改良法としては消波ブロックを無くして自然材料を利用するという意見が多い。
- 環 境：
 - 景観が良好など自然の豊かさへの意識が高い。また、生物生息環境が悪くなったという意識も多い。
 - 守ってほしい動植物としては、「ウミガメ」が挙げられている。その他「サンゴ」・「シラタマモ」・「松林」などある。守ってほしい景勝地としては、「田井の浜」・「大里松原海岸」・「水床湾」・「大島・津島・出羽島」などが挙げられている。
 - 自然の環境を守る意識としては、今の姿を守るという意見が非常に高い。
 - 海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復、消波ブロックの撤去などの意見が挙げられている。
- 利 用：
 - 現状では、来訪度は高く、「散歩」・「海水浴」・「遊び」など利用しやすいと感じる人が多い。
 - 海辺の施設要望としては、「魚釣り」・「水族館」・「道路」の順に挙げられる。レクリエーション希望としては、「散歩」・「海水浴」・「潮干狩り」の順に多い。
 - 整備の方向性としては、自然配慮による整備が7割と高い。

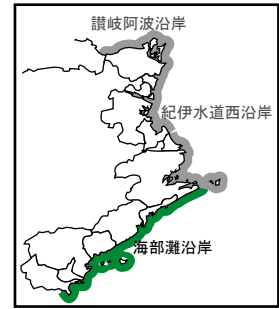


出羽島のシラタマモ自生地



沿岸を代表する
景勝地である大里松原海岸

住民意向の整理



景観に配慮した上での防護施設整備の要望が高い地域である。

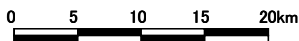
モラルの向上など、ソフト的な環境配慮の要望が高い地域である。

景観への配慮と利用面の要望が高い地域である。

利用面の要望が高い地域である。

避難体制の充実を含め、防災面の要望が高い地域である。

環境面への要望が高い地域である。



【共通】

- ・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。
- ・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。

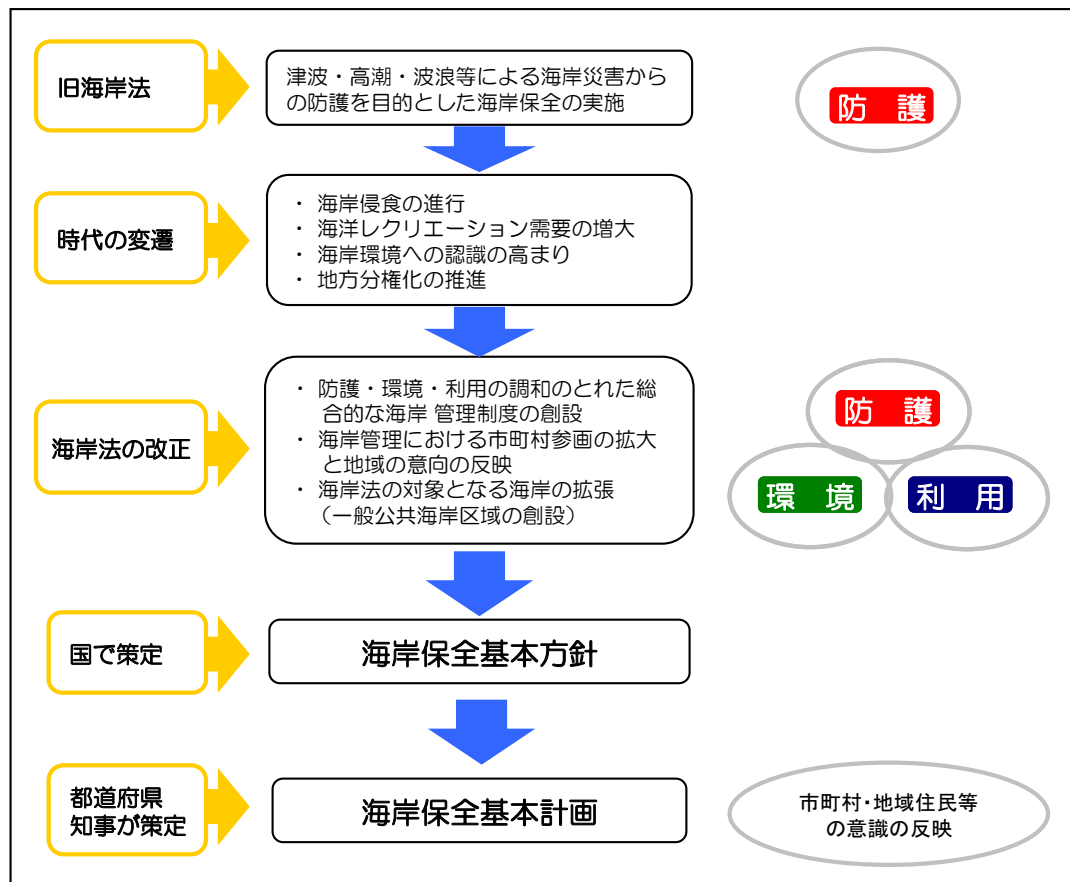
1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和 30 年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和 31 年の海岸法制定後、昭和 35 年のチリ津波や昭和 36 年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新改築を行ってきた。

その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和 40 年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」目的に、「環境」と「利用」の 2 つが追加された。

徳島県では、平成 9 年 3 月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成 15 年 12 月には、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。



1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

太平洋に直面していることから波浪条件が非常に厳しく、津波の危険性も高い沿岸であり、高潮や波浪、地震・津波に対する安全性の確保が必要である。

海岸侵食については、幅の狭い砂浜の保護とともに自然景観に配慮した防護対策が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2) 環境面での課題

ほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園で、特に美波町の千羽海崖は特別保護地域に指定されている他、アカウミガメの産卵地や出羽島大池のシラタマモの自生地などの国の天然記念物が存在しており、こうした貴重な動植物の保護・保全が必要である。

海陽町の竹ヶ島や牟岐町の大島周辺はサンゴが生息しており、また藻場や魚介類の生息地としても重要であり、積極的な保護・保全に取り組む必要がある。

また、沿岸全域にわたり優れた自然景観を有しており、自然景観の保全に配慮する必要がある。

(3) 利用面等での課題

点在する砂浜を中心にサーフィンやスキューバダイビングなどの来訪者があり、過疎化が進行する地域の活性化のためにも、交流人口の増加は非常に重要である。そのため、観光レクリエーションや環境学習の場としての海岸利用を通じた交流の促進に配慮していく必要がある。

また、漁業を含めた第一次産業従事者の占める割合が高い地域であり、漁業関連施設の充実とともに、海との関わりが深い漁業集落等での日常的な海辺利用に対する利便性向上への配慮が必要である。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 集落が位置する海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要性が認められた地域。
- ・津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。
- ・【平成26年3月11日指定】

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2) 侵食

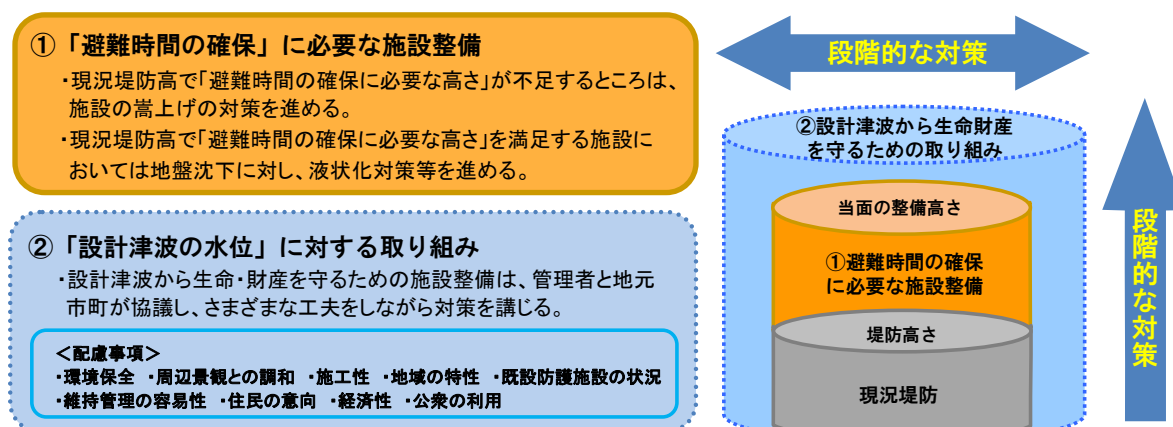
- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H ₀ ' (換算沖波)、T ₀ ' (周期)	
No.54～No.61	阿南市 美波町	T.P.+2.75m	H ₀ ' = 3.60m～6.40m T ₀ ' = 15.6s～16.0s	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No.62～No.77	牟岐町 海陽町	T.P.+2.75～ +2.85m	H ₀ ' = 3.80m～7.00m T ₀ ' = 9.6s～15.9s	

(3) 地震・津波

- ・「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。

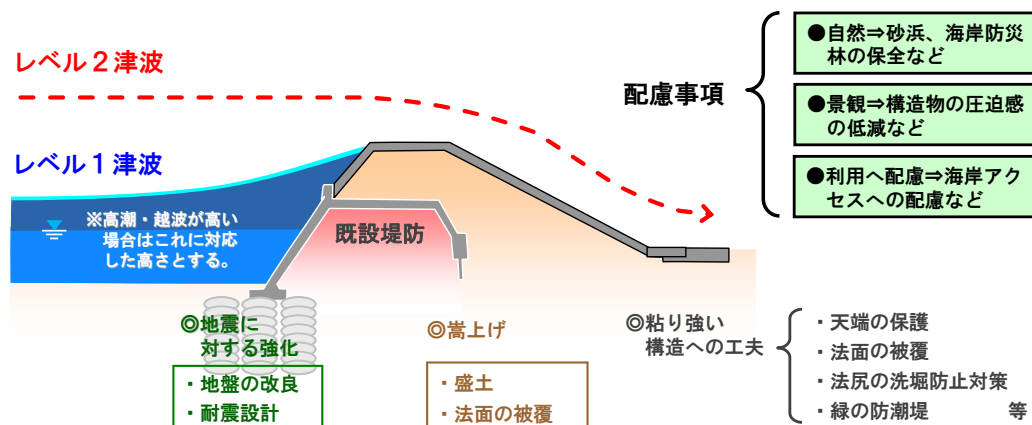


※「避難時間」は、「設計津波（L1津波）の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

■コラム ～新しい津波対策の考え方～

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- ・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）に対して整備する。
- ・発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



【二つのレベルの津波】

最大クラスの津波（L2 津波）

○津波レベル

- ・発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。

○対策の基本的な考え方（減災）

- ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。

○対策内容

- ・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携 等）
- ・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等）
- ・津波防護施設の指定（道路嵩上げ 等）

比較的発生頻度の高い津波（L1 津波＝設計津波）

○津波レベル

- ・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

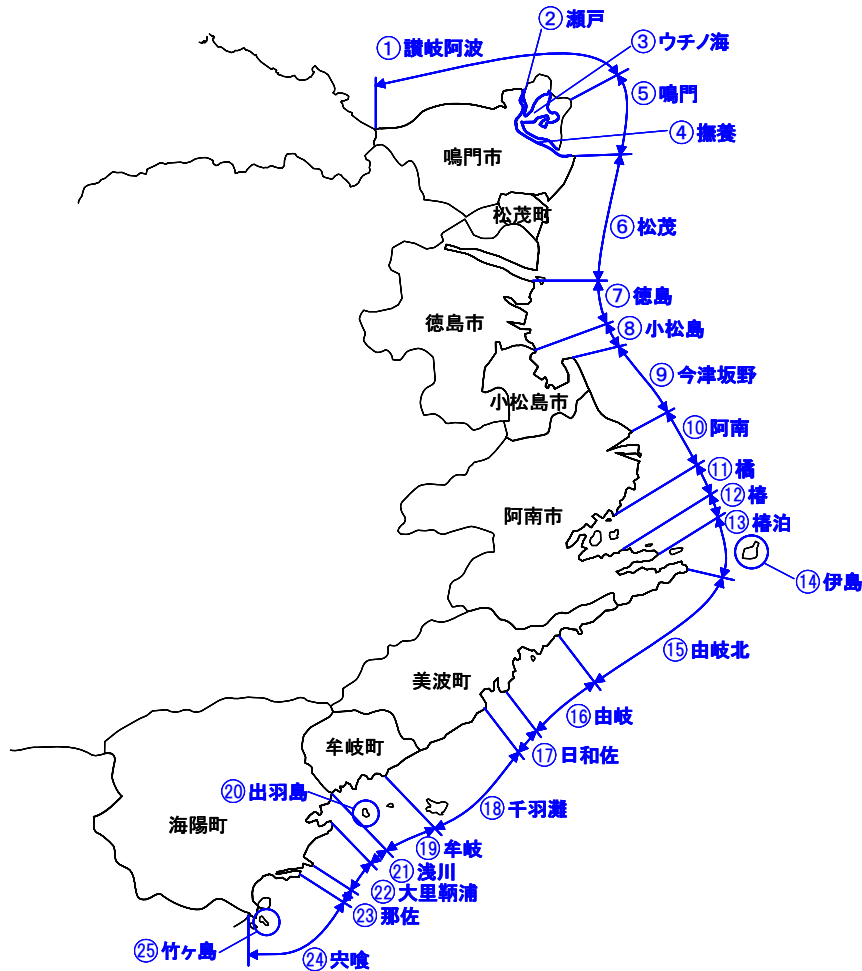
○対策の基本的な考え方（防災）

- ・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

○対策内容

- ・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備 等）

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

地域海岸名	設計津波の水位 ※1	避難時間を確保するための高さ	津波>高潮のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラスの津波高 ※4
1 讃岐阿波	2.0	1.1	高潮波浪	1.5~5.4	2.7
2 瀬戸	2.1	1.1	高潮波浪	0.8~4.3	
3 ウチノ海	2.0	1.1	高潮波浪	1.0~3.4	
4 撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波浪	1.1~4.9	8.2
5 鳴門	2.9	0.9	高潮波浪	3.3~6.7	
6 松茂	3.8	0.9	高潮波浪	4.1~11.3	6
7 徳島	2.9	0.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2
8 小松島	3.6	0.9	高潮波浪	1.7~7.7	5.5
9 今津坂野	4.9	1.7	高潮波浪	3.0~7.9	5.1
10 阿南	4.1	2.8	高潮波浪	4.0~6.1	
11 橋	7.3 (6.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12 橋	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13 橋泊	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14 伊島	2.8	2.5	高潮波浪	6.1~9.5	6.2
15 由岐北	5.9	5.6	高潮波浪	3.3~8.7	20.9
16 由岐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波浪	2.1~8.1	12.3
17 日和佐	6.0 (5.2)	4.9	高潮波浪	1.3~9.2	9.8
18 千羽灘	4.3	4.0	高潮波浪	2.7~5.7	
19 牟岐	5.9	4.4	高潮波浪	1.7~7.0	13.4
20 出羽島	4.7	3.3	高潮波浪	4.4~7.6	
21 浅川	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22 大里鞆裏	4.5	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1
23 那佐	5.6 (4.3)	3.6	津波・高潮	1.2~5.4	
24 穴喰	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25 竹ヶ島	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	

※1 中央防災会議 2003 モデル(宝永地震タイプ)を対象地震。少数第2位で切り上げて設定。()は地域海岸内に細分して設定した区間の設計津波の水位。

※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・波浪に必要な高さ」と「設計津波の水位」の両方を検討する必要がある。

※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保全区域があり、海岸の利用状況や整備水準が異なるため、現況堤防高に幅がある。

※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の公表値。

出典：「徳島県設計津波の水位（平成 25 年 3 月）」

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、ハマネナシカズラなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

〔 「生物多様性基本法」 平成 20 年 6 月施行
「生物多様性とくしま戦略」平成 25 年 10 月策定 〕

- 室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地、大島のサンゴ・タチバナ、出羽島のシラタマモ及び岩礁域における藻場、千羽海崖や水床湾をはじめとした海部灘特有の優れた自然環境・景観の保全に努める。

- 自然環境の維持や保護を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

〔 「海岸漂着物処理促進法 平成 21 年 7 月 15 日施行」
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕

- 全域的に減少している藻場の保全に努めるとともに、良好な水質の維持を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

< 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。

- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。

- 海岸における豊かな自然環境を活かした観光レクリエーションや環境学習を推進し、地域住民と観光客の交流の場としての海辺空間づくりを促進する。

- 地元自治体による海岸を活かした地域振興施策が活発な地域であり、こうした計画との調整や連携に留意した整備を推進する。

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、海部灘沿岸（徳島県域）は、海部灘ゾーンの1つのゾーンに位置づけられている。そのため、海部灘ゾーンの基本方針は、先に示した防護・環境・利用面の基本方針となる。

